

平成23年3月22日

水道水への放射性物質の影響について

福島県保健福祉部食品生活衛生課

水道水への放射性物質の影響について、Q&Aを作成しましたので参考にしてください。

Q.テレビ等で報道されている指標の数値は何を元に決められたものですか。

A.この指標値は、長期にわたり摂取し続けた場合の健康影響を考慮して原子力安全委員会が定めたもので、「飲食物摂取制限に関する指標」と呼んでいます。

Q.水道水から放射性物質が検出されていますが、安全ですか。

A.原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を超える放射性物質が含まれている水道水を一時的に摂取した場合であっても、直ちに健康に影響は生じないため、現状では、水道水を飲用していただいても問題ありません。なお、飲用以外の風呂、手洗い、洗濯等生活用水としては、指標値を超えた場合も使用できます。

Q.放射性物質が含まれる水を乳児に与えても大丈夫ですか。

A.使用している水道水から放射性ヨウ素が100Bq/kgを超えて検出された場合には、乳児には、乳児用調製粉乳を市販のペットボトル水に溶かして飲ませる等、当該水道水の摂取を控えるようにしてください。ただ、放射性物質の検査が可能な検査機関が少なく、すべての水道水の検査を実施できる体制にないため、水道水中の放射性物質の量については、周辺の地区や市町村の検査結果を参考にしてください。

なお、「飲食物摂取制限に関する指標」の数値は、長期にわたり摂取し続けた場合の健康影響を考慮して設定したものですので、ペットボトル水が確保できない場合は摂取しても差し支えありません。

Q.井戸水は安全ですか？

A.井戸水は、地表に降った雨が長い時間をかけて地中に浸透したものをくみ上げています。地中に浸透していく過程で放射性物質を含む塵（ちり）がろ過され、また、日数が経過するうちに放射性物質濃度が自然に減少し、放射性ヨウ素であれば8日間で半分になることから、一般的には、井戸水に含まれる放射性物質は少なく安全であると考えられます。

Q.現在実施しているモニタリング検査は誰が実施しているのですか。

A.モニタリング検査は国が実施しています。県は、モニタリング検査を実施するよう国に要望し、採水地点を選定するために必要な情報を国に提供したり、国から得られた検査結果を市町村水道担当部局に提供したりしています。

⑨ 放射性物質はどこで検査しているのですか。一般の持込検査も受け付けていますか。

A. 県内で放射性物質の検査が可能な機関は1箇所のみですが、水道水の他にも野菜や原乳等食品に含まれる放射性物質の検査も実施しているため、一般の検査は受け入れ不可能と思われます。

水道水のモニタリング検査は、千葉県にある検査機関で実施しています。こちらでも野菜や原乳等食品に含まれる放射性物質の検査も実施しているため、一般の検査は受け入れ不可能と思われます。

Q. 県内の水道水のモニタリング検査の実施状況はどうなっていますか。

A. 3月17日から19日に県内7箇所の水道水について、国が実施した検査では、いずれも指標値を下回っており、安全であることが確認されています。また、3月21日には浜通り地方と中通り地方の水道水を採取して検査しており、会津地方の水道水についても早急に検査を実施するよう、県として要望しているところです。

3月17日から19日の検査結果については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015ovb.html>

厚生労働省ホーム>東北地方太平洋沖地震関連情報>報道発表>厚生労働省からの報道発表>福島県(飯舘村含む)における水道中の放射性物質に関する情報について(第2報)

<Q&Aに関する問合せ先>

福島県保健福祉部食品生活衛生課

電話 024-521-7244

メール shokuseiei@pref.fukushima.jp